

弘前市、たばこ健康被害防止対策

3カ年で行動計画

弘前市は新年度から「市たばこの健康被害防止対策行動計画」に3カ年で取り組む。喫煙・受動喫煙による健康被害を防ぐことを目指し、昨年8月に市民や民間団体を含む市全体の行動指針を策定したことを受

け、市が先導的に行う具体的な取り組みを定めた市単体の計画であり、市所管施設については2018年度までに少なくとも建物内禁煙とすることを掲げる。

(西尾瑛)



行動計画案が示された、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会

18年度まで 所管施設 建物内禁煙目指す

指針は①次世代の健康の確保②成人の喫煙率の減少③受動喫煙防止の環境づくりの三つの柱からなっており、禁煙相談マニュアルや啓発用ポスター、パンフレットの作成、禁煙チャレンジモニタリーの公募などを行う予定。

集会所や体育関連施設などを含む市所管施設(市営住宅は除く)での受動喫煙防止に向けては、計画2年目の18年度までに少なくとも建物内禁煙を達成し、その後は敷地内全体的禁煙化を段階的に推進するとしている。22日に市民会館で開かれた、市たばこの健康被害防止対策協議会では、示された計画案について医療関係者やサービスマスターなどの委員から「現在建物内禁煙となっている施設でも、外の喫煙所が入り口近くに設置されていることが多く、妊産婦の喫煙防止だけでなく、妊婦や子どもの前で吸わないなど、乳幼児の受動喫煙の視点も必要」などの指摘や、市経営戦略会議で策定された「喫煙者が周りに迷惑する」意見が挙がった。計画は、同協議会で

